

老認発 0607 第 1 号

令和 6 年 6 月 7 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
（ 公 印 省 略 ）

「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」の
一部改正について

地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化については、「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」（平成 30 年 7 月 4 日老振発 0704 第 1 号厚生労働省老健局振興課長通知）により取り扱われているところであるが、同通知により示されている地域包括支援センター及び市町村の評価指標は、これまで、地域包括支援センターと市町村それぞれの業務チェックリストとして機能し、年を追うごとに達成率が高い項目が増加してきた。加えて、地域包括支援センターと市町村との間のコミュニケーションツールとしても活用され、地域包括支援センターの機能強化に貢献してきた。一方で、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 第 4 項及び同条第 9 項に規定される具体的な業務改善につながっているかを評価することは困難な状況である。

このため、市町村が掲げる地域包括支援センターの事業の実施方針に沿った事業評価が行われ、各市町村の実情に合わせて地域包括支援センターの機能強化を図ることが可能となるよう、評価指標を見直すとともに、その具体的な活用方法について示すために、同通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。ついては、事業の実施について特段の御配慮をお願いするとともに、管内市町村に対して周知を図り、本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。

なお、改正の趣旨や指標の活用方法等については、別紙及び令和 5 年度老人保健健康増進等事業「地域の介護予防を推進するための包括的・継続的ケアマネジメント支援業務のあり方と地域包括支援センターの事業評価に関する調査研究」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）報告書（https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2024/04/koukai_240425_03.pdf）もあわせて参照されたい。

また、別紙に示したとおり、本改正後の指標は、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の令和 8 年度評価指標に反映される予定である。